消防だより

問い合わせ先 市消防本部予防課 ☎22-0332番 FAX22-9427番

暖房器具・燃料の取り扱いにご注意を！

本格的な冬の到来となり、これからストーブ・こたつなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

市消防本部管内（彦根市・犬上郡）では、平成24年中にストーブから出火した火災が2件発生し、死者も発生しています。

暖房器具による火災を発生させないよう、取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用しましょう。

ストーブ

▼使い始める前には、清掃と安全点検を行いましょう。

▼石油ストーブの燃料は灯油です。ガソリンは絶対に入れてはいけません。

▼ストーブのフィルターなどにほこりなどが溜まっていると、不完全燃焼を起こす可能性があります。定期的にフィルターの清掃や点検を行いましょう。

▼ストーブは、壁やカーテンから離して置きましょう。雑誌や新聞紙など燃えやすいものを近くに置かないようにしましょう。

▼ストーブの近くで洗濯物を乾かすのはやめてください。ストーブに洗濯物が接触したり、干していた洗濯物が落下して火災となる恐れがあります。

▼給油はいったん火を消してから。石油ストーブを使用中に燃料補給すると、ストーブに誤って灯油などを垂らしてしまい火災になることがあるため、たいへん危険です。

また、燃料カートリッジなどに給油したら、口金をしっかり閉め、漏れないようにしましょう。

▼就寝時、外出時には、必ず消火を確認しましょう。

▼ストーブの近くでスプレー缶を使用してはいけません。スプレー缶の可燃性ガスがストーブの炎に引火して火災になる恐れがあるので、ストーブの近くで使用するのはやめましょう。

灯油の保管

灯油用の容器は、ポリエチレン製（右の写真）または金属製のもの（以下、灯油ポリかん）で、安全基準適合のラベルが貼付されている確かな製品を使用しましょう。また、安全・安心のため、次のことに注意してください。

▶引火防止のため、灯油ポリかんを火気から2メートル以上離してください。

▶灯油ポリかんが侵され、変形し、漏れるおそれがあるので、灯油以外のもの（ガソリンなど）は絶対に入れてはいけません。

▶紫外線の影響を受ける状態での保管は、ポリかんの劣化が早く進むため、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。影響を受けない場合でも、5年を目安に取り替えると安全です。

▶ポリかんの栓をしっかりと締め密栓し保管しましょう。

▶地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないように注意しましょう。

※灯油ポリかんには、使用上の注意事項が表示されています。よく読んで安全にお使いください。

電気カーペット 電気毛布

電気カーペットの上に重い家具など置いていませんか。

取扱説明書に書いてある重量以上のものをカーペットの上に置くと、内部のヒーター線を傷め、断線すると、出火の原因となる恐れがあります。

また、電気毛布は内部のヒーター線がねじれたり偏ったりしていないか点検しましょう。表面にキズや破れがあったり、内部のヒーター線が露出していたりする場合は危険です。使用を中止してください。

電気こたつ

比較的安全と思われる電気こたつも、使用方法を誤ると、火災などの事故につながります。次のことに注意してください。

▼電気こたつの中で衣類を乾かさない。

▼電源コードがこたつの脚などの下敷きになった状態で使用しない。

▼外出などで留守にする場合は、電源を切り、電源プラグを抜く。

消費生活相談窓口つうしん 第59回

コインパーキングの利用にご注意!!

市内で最近起こった事例の情報をお伝えします。

事例 「1日最大500円」と表示された看板を見て、コインパーキングを利用した。3日目の午前10時に出庫したところ、料金表示に3900円と表示されたが、自動販売機に小さく表示があり「入庫当日限り1日500円、それを過ぎると1時間につき100円かかる」と書いてあった。やむなく支払ったが、表示が分かりづらい。

コインパーキングは、不特定多数の利用者が空いている駐車スペースに自動車を駐車し、利用した時間分の料金を支払う時間貸し駐車場であり、無人の場合も多いようです。路上駐車の取り締まり強化や比較的小さな敷地でも設置できるため数も増え、出かけた先で自動車を駐車したいと思う消費者にとっては便利で身近なものとなっています。しかし、それに伴いトラブルも年々増加傾向にあります。

右記のような事例のほか「精算時にお釣りが出ない旨の表示が小さかった」「平日料金と休日料金の違いが分かりづらい」「精算機の前でバックしたら、駐車券紛失として高額な料金請求を受けた」などの相談が寄せられています。

国民生活センターは、日本パーキングビジネス協会に対し、誤解を招く表示を避け、利用者が駐車前に分かるように利用条件を掲示することを要望しています。利用者側としても「1日最大○○円」など大きな表示だけを参考にせず、表示内容を確認して利用しましょう。旅先などでは季節的な需要やイベントの開催といった、さまざまな要因によって利用料金や条件が変わりますので特に注意が必要です。

また、代金の支払いには釣り銭が出るのか、紙幣は何が使えるのかなども事前に規約を読み準備しておきましょう。

彦根市消費生活相談窓口 ☎30-6144番（午前9時～正午、午後1時～同4時15分）
消費者ホットライン ☎0570-064-370番
警察（警察相談専用電話） ☎#9110番（午前9時～午後4時）

詐欺や悪徳商法にひっかからない講座

近年、お年寄りや主婦などを狙った悪質商法や振り込め詐欺などが増加しています。

これらの被害を未然に防止するため、希望する団体を対象に消費生活の出前講座を行っています。お気軽に申し込んでください。

内容 DVDを教材とした講習、消費生活相談員の話、質疑応答
対象 自治会、老人会など
時間 約1時間（午前9時～午後4時）
※時間は調整できます。
場所 公民館など、希望の場所に出張します。
問い合わせ先 市生活環境課 ☎30-6116番、FAX27-0395番